

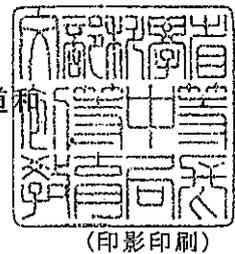
30文科生第417号
平成30年9月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



文部科学省初等中等教育局長
高橋 道



「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について（通知）

学校教育において、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育（以下「遠隔教育」という。）を効果的に活用することは、それぞれの学校現場が抱える様々な課題や一人一人の学習ニーズに応じ、様々な場面において、学びの質を大きく向上させる可能性を持つものです。教育の質の向上を図る観点から遠隔教育を推進していくためには、教育現場の実情を踏まえ、遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討を行い、施策方針を示すことにより、教育委員会や学校等における取組の改善・充実を図っていくことが効果的です。また、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」とされているところです。

このような観点から、文部科学省では、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進方策についての検討を行い、このたび、別添のとおり、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を策定しました。



本施策方針では、以下の点について、制度の整備等を行うこととしました。

1. 遠隔教育のうち、授業等の中で遠隔システムを活用するもの（以下「遠隔授業」という。）の類型として、「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の三つに整理したこと。その上で、「教師支援型」の遠隔授業については、やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合において免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上に資することが期待されること。
2. 小・中学校段階の不登校児童生徒が、自宅等において遠隔教育を含め ICT 等を活用した学習活動を行う場合、在籍校の校長は、一定の要件を満たす場合に、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるが、今後、活用実績が多くない要因等についての分析を踏まえ、出席扱いとする要件や留意事項の在り方を示し、学校関係者に周知を図ることなどにより、全国における制度の活用を一層促進することとしたこと。
3. 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育について、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がない場合、現行制度においては出席と扱われず、その成果が評価に反映されないこと、また、このことが病気療養児の学習意欲の減退につながるなどから、一定の要件を満たす場合は、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映できるよう措置を講じることとしたこと。なお、本措置の内容については、「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成 30 年 9 月 20 日付け 30 文科初第 837 号文部科学省初等中等教育局長通知）により、御了知いただきたいこと。

文部科学省では、このたび、「遠隔学習導入ガイドブック（第 3 版）」を取りまとめ、公表しました。また、今年度内に複数個所で「遠隔教育フォーラム」を開催予定ですので、これらも活用しつつ、本施策方針の趣旨・内容等について十分に御了知いただき、各学校の設置者におかれては、遠隔教育の推進に向けた具体的な取組を進めていただけますようお願いいたします。

「遠隔学習導入ガイドブック（第 3 版）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1364592.htm

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いいたします。

なお、平成 30 年地方分権改革に関する提案募集において、「高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和」の提案がありました。本提案の内容は「生徒がいる教室に当該教科の免許状を保有する教師がいる状況で、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うこと」であり、このことについては、

現行制度においても実施可能ですので、高等学校の設置者に対して、このことをお知らせします。

(添付資料)

- ・ 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント
- ・ 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の概要
- ・ 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」

本件担当：

文部科学省 電話：03(5253)4111（代表）

（下記以外）

生涯学習政策局 情報教育課（内線 2085）

（高等学校関係）

初等中等教育局 初等中等教育企画課

教育制度改革室（内線 2022）

（免許外教科担任関係）

初等中等教育局 教職員課（内線 3969）

（不登校児童生徒関係）

初等中等教育局 児童生徒課（内線 3054）

（病気療養児関係）

初等中等教育局 特別支援教育課（内線 3193）

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント

※「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」(主査：丹羽文部科学副大臣)として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

1. 遠隔教育の基本的な考え方

- ▶ 小規模学校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
- ▶ 不登校児童生徒や病氣療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。

➡ 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化(別紙)し、教育関係者の理解を深めていく。

2. 制度の整備等

1.) 小・中学校段階の病氣療養児に対する遠隔教育

➡ 受信側において、学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす場合、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう制度改正

2.) 不登校児童生徒に対する遠隔教育

➡ 指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための留意事項を学校関係者に周知を図り、全国における制度の活用を一層促進。

3.) 遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

➡ やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合、免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上を図る。

3. 全国的な普及に向けた取組

➡ 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し、全国の教育委員会における活用を促進。

➡ 優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究(「遠隔教育システム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」)を推進。

➡ 新たに開催する「遠隔教育フォーラム」(年度内に複数箇所)や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、全国における取組を促進。その際、教育委員会だけではなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ICT教育長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。

➡ 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と連携して実施するため、新規事業を31年度概算要求に計上。

遠隔教育に係る施策を総合的・継続的に推進

遠隔授業の類型 (イメージ)

(別紙)

合同授業型

- ▶ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

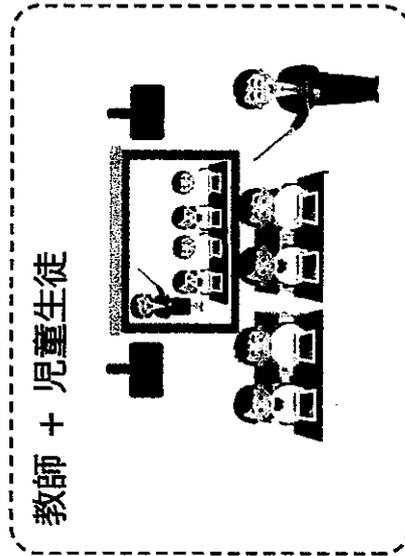
教師支援型

- ▶ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

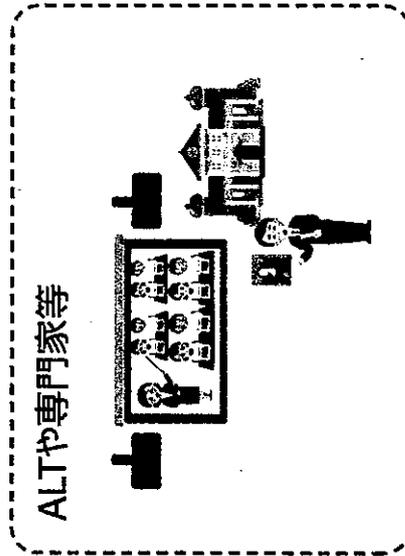
教科・科目充実型

※ 高等学校
段階のみ

- ▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。



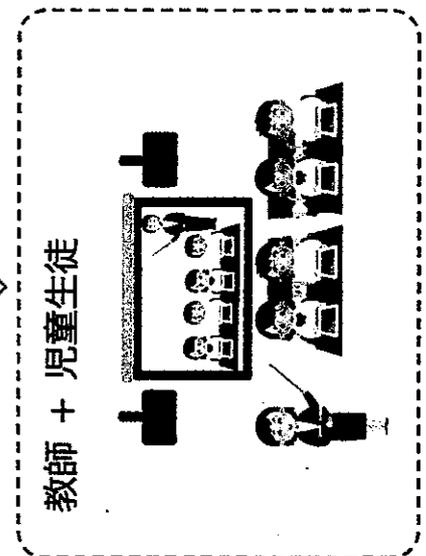
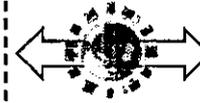
送信側



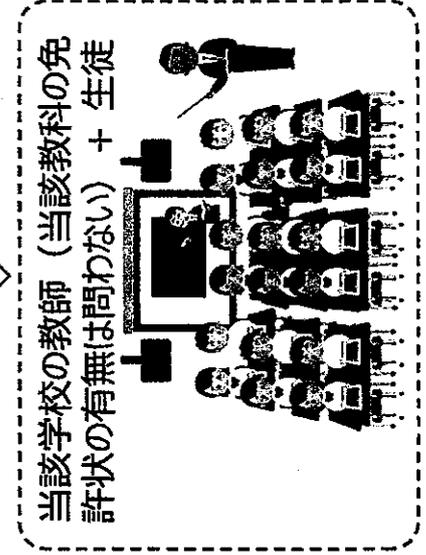
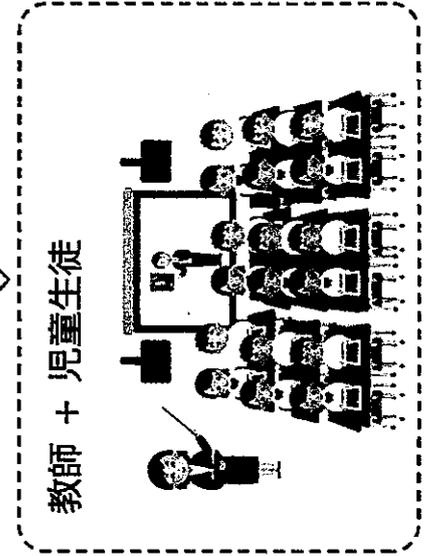
同時双方向



同時双方向



受信側



「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の概要

1. 検討の趣旨・背景

➤ 教育の質の向上の観点から遠隔教育を推進するためには、遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討を行い、取組の改善・充実を図っていくことが必要。

※「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」(平成30年度上期結論・措置)とされている。

➤ このため、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を、平成30年6月に設置し、学校における遠隔教育の推進に向けた具体的方策について検討を行い、本施策方針を取りまとめた。

2. 基本的な考え方と現状・課題

※ 本方針における「遠隔教育」は「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」をいう

【推進に当たったでの基本的な考え方】

- 遠隔システムの活用により、学校同士をつなぐだけでなく、外部人材の活用や幅広い科目開設など、学習の幅を広げることが可能。
- また、様々な事情により、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、遠隔教育は、学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たす。
- ただし、教師と児童生徒、児童生徒同士の日常的な信頼関係・人間関係が教育の基盤であり、遠隔教育が効果を発揮する前提として、その基盤が成立していることが不可欠。

【現状と課題】

- ① 教育関係者の理解が十分ではなく、一人一人の児童生徒の状況等に合わせた学習機会を提供する観点から、遠隔教育を効果的に活用する余地がある。
- ② 配信側において日常的な児童生徒理解に基づいた指導が十分でないこともあり、適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界がある。受信側においてケガ等のリスクがあり、安全に授業を行う上での十分な配慮と対応が必要(実験、調理実習等)。実践の蓄積が少ないため、効果的に行う指導方法等が明確とは言えない。
- ③ 機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク。
- ④ 遠隔システム等の整備に大きな費用が生じ、財政的な負担が生じる。

3. 課題を踏まえた推進方策

課題①：一人一人の状況等に応じた学習機会を提供する観点からの遠隔教育の効果的な活用が不十分

➢ 遠隔教育の効果を期待しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化

学習場面	合同授業型	教師支援型	教科・科目充実型 (高等学校段階のみ)	個々の児童生徒への対応
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な意見や考えに触れ、協働して学習に取り組む機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門性の高い外部講師等の活用による指導の充実 ■ 興味・関心を喚起する学習環境の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高等学校において生徒に多様な選択を可能とする学習環境の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な事情により、通学が困難な児童生徒の学習機会の確保
活用例	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小規模校同をICTでつないだ合同授業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ A L Tや専門家の活用 ■ 博物館や美術館等と連携した学習 ■ 専門性の高い教師による免許外教科担任への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先進的な授業の実施(論述に関する学校設定科目等) ■ 小規模校等での多様な科目(理科・地歴等)の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不登校児童生徒に対する自宅等での遠隔教育 ■ 病気療養児(※2)に対する自宅・病院等での遠隔教育
送信側免許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該教科の免許状を保有する教師(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 免許状を保有しない外部講師や免許状を保有するベテラン教師 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該教科の免許状を保有する教師 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不登校児童生徒については、教師の有無は問わない(学習者のみでも可) ■ 病気療養児の場合(※3)
受信側免許		<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該教科の免許状を保有する教師(※1) 		
学習評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各校の教師が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受信側の教師が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両校の教師が合同で実施(単位認定が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不登校児童生徒について、「出席扱い」とし、評価に反映。

※1 免許外教科担任を含む
 ※2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒
 ※3 【小・中学校段階】当該教科の免許状を保有する教師
 【高等学校段階】文部科学大臣の指定を受けた高等学校では教師の有無は問わない。特別支援学校高等部の訪問教育では当該校の教師であれば免許状の教科は問わない(オンデマンド型の場合は教員の有無は問わない)。また、教科・科目充実型の仕組みを活用することも可能

■ 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育については、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいないう場合、現状では「出席」とはならず、評価の対象外。 2

- 中学校・高等学校等における教科指導の充実の観点から、遠隔システムを活用した免許外教科担任への支援を促進。
- ➔ 専門性の高い教師が免許外教科担任とともに授業を行うことにより、授業の質を高めるとともに、当該担任の資質向上が期待される。
- 小・中学校段階の病氣療養児に対する遠隔教育については、病氣療養児の学習機会の確保や学習意欲の維持・向上、円滑な復学につながるなどの効果が見られることから、一定の要件の下で、「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できよう、措置を講じる。
- 不登校児童生徒に対し、自宅等における遠隔教育も含め、I C T等を活用した学習活動を促進。
- ➔ 実施にあたっての要件や留意事項について学校関係者に周知する。

課題②：適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界があるなど指導上の課題

- ガイドブックの作成・配布や「遠隔教育フォーラム」をはじめとする各種会議での広報・周知等を積極的に進め、これまでの優れた実践例や課題の解決例を発信
 - ・ 効果を期待しやすい学習場面の整理
 - ・ 遠隔教育の効果を高めるための体制整備のポイントの整理
(例：教育委員会と学校が一体となった体制、I C T支援員の活用、異動を見据えた機器の管理や知識・技術の蓄積)
 - ・ 効果的・継続的な遠隔教育を実施するための教員研修の具体的項目の整理
 - ・ 指導上・安全管理上の留意点等について整理



相手校の発表に質問をしている様子



A L Tと会話をしている様子

課題③：機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク

- 主なトラブルとその対策例の発信や、ICT支援員・ICT活用教育アドバイザーの活用
 - ・ トラブルが発生する可能性が低減する導入例の提示
 - ・ 生じる主なトラブルと対策例を整理
(例：ハウリングが起きにくい機器の配備例、遠隔システムの接続が不安定な場合の対処例)
 - ・ 機器等の準備や授業中の操作などを行うICT支援員の配置促進（4校に1人配置できるよう地方財政措置）
 - ・ 遠隔教育の導入を含め、自治体のニーズに応じたICT活用教育アドバイザーの派遣

課題④：財政的な負担

- 各自治体が、地方財政措置も活用しつつ、遠隔教育に係る整備を進めることができるよう、目的に応じたICT環境構成モデル例や機器の活用事例の発信による、効率的・効果的な整備促進

- ・ 学習活動に応じて必要となる機器・費用を例示し、期待される教育効果を示すことにより、各自治体における予算措置・環境整備を促進

(web会議システムの利用例：初期費用93万円（+年15万円の利用料）

ビデオ会議システムの利用例：初期費用180万円）※1教室当たり

- ・ 遠隔授業以外におけるICT機器の活用事例の提示

(例：学習者用コンピュータ、協働学習ツール、デジタル教材)



Web会議システムを利用した例